

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成23年2月28日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成23年8月11日

京都市長 門 川 大 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ二条千本店

京都市中京区西ノ京星池町4－1，西ノ京梅尾町3，西ノ京梅尾町3－9，西ノ京小堀町5－1 ほか

2 主な意見の内容

- （1）来店客用駐車場の出入口を千本通沿いに変更すべきである。
- （2）来店客用車両の誘導計画は、店舗敷地西側の地域住民の安全を脅かすものである。
- （3）公園利用者，高齢者，児童の安全のために，地域住民の生活道路に来店客車両が入り込まないようにすべきである。
- （4）駐車台数を減らすとともに，自動車での来店を減らす取組みをするべきである。
- （5）十分な駐車台数を確保して，生活道路進入と渋滞を防止するとともに，交通安全対策を図るべきである。
- （6）既存の商業施設や商店街が十分にあり，この上大きなスーパーは必要ない。

3 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成23年8月11日（木）から平成23年9月12日（月）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお，上記2の意見の概要は，法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)